

2020年8月12日

柏市長 秋山浩保様

日本共産党柏市議会議員団

新型コロナウイルス感染症対策に関する申し入れ（第8次）

新型コロナウイルスの感染者数は全国各地で過去最多を更新しており、柏市においても深刻さを増しています。

市内で1日に10人もの感染確認が報告される日もあります。家庭内感染の広がりがみられ、また感染経路不明者の割合も増えています。検査数が増えれば見つかる感染者が増えることは自明ですが、陽性率の上昇は検査が感染者の増加に追いついていないことを示しています。

感染拡大を抑止するために、いま政府と自治体によって適切な対応が取られないなら、急激な感染拡大による医療の逼迫、さらに医療崩壊を引き起こし、救える命が失われることが強く懸念されます。

日本共産党は7月28日、志位和夫委員長名で安倍晋三首相に次の4点の緊急申し入れを行いました。

1. 感染震源地（エピセンター）を明確にし、その地域の住民、事業所の在勤者の全体に対して、PCR等検査を実施すること。
2. 地域ごとの感染状態がどうなっているのかの情報を、住民に開示すること。
3. 医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR等検査を行うこと。必要におうじて、施設利用者全体を対象にした検査を行うこと。
4. 検査によって明らかになった陽性者を、隔離・保護・治療する体制を、緊急につくりあげること。

日本共産党柏市議団もすでに、7月14日の「第7次申し入れ」において「感染者が発生した施設については、関係者全員の検査を行うこと。感染防止対策のために、医療・介護従事者、障害福祉関係の労働者、保育士や学校の教職員などを対象に定期的な検査を実施すること」を求めています。

しかし、柏市の7月31日の回答は「○『新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領』において、濃厚接触者に該当する方や感染が疑われる方に対し、検査を実施してまいります。○新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の対象者については、感染が疑われる患者及び『新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領』に基づく濃厚接触者とされていますので、現時点では定期的な検査を実施する予定はありません」というものでした。

初期のクラスター対策中心の日本での対応においては、「無症状の人は感染を広げない」とされていましたが、現在では、ウイルスの排出量は症状の出る直前がピークで、40%以上の感染は無症状感染者から起きることが分かっています。感染拡大を抑止し社会経済活動を維持するためには、PCR検査の網を広げ、無症状感染者を含め早期に感染者を発見し保護・隔離・治療につなげることがカギを握っています。

すでに厚労省は7月15日の新型コロナウイルス感染症対策推進本部「事務連絡」において、行政検査の対象者に「④当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」を追加し、この④について『濃厚接触者』が該当するが、必ずしもこれに限られず、以下のような者についても④に該当すると考えられる」として、次のように例示しています。

「○特定の地域や集団、組織において、・関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、・濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にあると認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者」

さらに上記の「地域や集団、組織等に属する者」について、「個別具体的な検査対象者の感染の疑いに着目して行う検査ではないため、(積極的疫学実施要領にいう)濃厚接触者に対する検査とは別のものとして行う」と説明しています。

前述の7月31日の柏市の回答における検査対象者は、この7月15日付厚労省「事務連絡」以前の範囲にとどまっています。

また、8月7日付の厚労省「事務連絡」では、「濃厚接触者に加え、感染拡大を防止する必要がある場合には広く検査が受けられるようにするとの考え方のもと、検査体制の一層の強化を図っていく必要があります」として、検査能力の増強、唾液検査の活用促進、行政検査に係る契約締結の促進などを自治体に求め、「地域における感染状況を踏まえた幅広い検査」の項では「自治体の判断により、現に感染が発生した店舗等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能であるため、積極的に検査を検討いただきたい」としています。

保健所設置市である柏市には、これらの厚労省「事務連絡」の方針をより積極的にとらえた検査体制の強化と検査対象の拡大が求められています。

これまでの7次にわたる申し入れで行った要請項目の実現を引きつづき求めるとともに、以下の項目について緊急に要請いたします。

1. 柏市として、①感染震源地(エピセンター)を明確にし、その地域の住民、事業所の在勤者の全体に対して、PCR等検査を実施すること ②地域ごとの感染状態がどうなっているのかの情報を、住民に開示すること ③医療機関、介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR等検査を行うこと。必要におうじて、施設利用者全体を対象にした検査を行うこと ④検査によって明らかになった陽性者を、隔離・保護・治療する体制を、緊急につくりあげること——の4点の実現を国に求めること。柏市独自に、国に先行して実現すること。
2. 近隣市では地方創生臨時交付金等を活用し、補正予算を組んで積極的に医療機関・介護施設等への支援を行っています。柏市としても以下の施策を早急を実現すること。
 - ①市内の医療機関、調剤薬局がオンライン診療やオンライン面会を導入した場合にその費用を助成すること。
 - ②65歳以上の高齢者や高齢者施設等の職員のPCR検査等の費用を助成すること。
 - ③発熱のある患者が救急搬送された場合に、抗原検査等を実施した医療機関への費用

を助成すること。

- ④新型コロナウイルスに対応して検査機器を導入した医療機関に購入費用を助成すること。
- ⑤新型コロナウイルス患者を受け入れた病院に対し、協力金を支給すること。
- ⑥軽症者・無症状者の療養のためのホテルを市内に確保すること。
- ⑦PCR 検査を広範囲に行う必要が生じた場合、臨時の検査所の設置、PCR 等の検査機器を有する車両を派遣すること。

- 3. 柏市中小企業支援給付金の対象期間・申請期間を延長し、対象者全員への給付を実現すること。申請者への給付を迅速に行うこと。
- 4. 柏市中小企業支援給付金の制度とは別に、「月の売上げ 20 万円未満」の事業者・個人事業主に対して、「前年の対象月の売上げを上限に」した給付金制度を実現すること。令和 2 年 1 月から 3 月に新規創業した事業者についても、同様の制度を実現すること。
- 5. 国の持続化給付金について、農水大臣は「ほぼほぼ全ての農業者の方々が、いわゆる農林水産業にかかる所得を申告しておられる方々、全ての方々が対象になる」「一日も早く、この制度が理解され、そして利用されるように努力していきたい」と国会で答弁している。対象となる市内の農業者に漏れなく給付されるよう、市として制度を周知し申請を支援すること。
- 6. 「第 7 次申し入れ」への回答で「検討する」としている、①市内農業者への別の支援策、②セーフティーネット 4 号認定を取得し融資制度を利用した場合の信用保証料の補助、③新型コロナウイルス感染症に「御対応いただける医療機関」への支援について、早急を実現すること。
- 7. 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免制度について引きつづき周知を徹底し、申請に対して審査・決定を迅速に行うこと。
- 8. 災害時の避難所開設に備え、市内すべての小中学校の未設置の教室にエアコンを設置すること。体育館へのエアコン設置を急ぐこと。
- 9. 新型コロナウイルスの感染防止対策と児童生徒の学習権の保障の観点から、少人数学級の実現を求める声が広がっている。これまでに全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国校長会（小・中・高・特別支援）が政府・与党に要望している。柏市長・教育長として国に少人数学級の実現を求めること。

以上